

北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(23年度末)	A		B	B/A	22年度の人件費率
23年度	人	千円	千円	千円	%	%
	496	1,194,580	57,793	172,904	14.5	17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

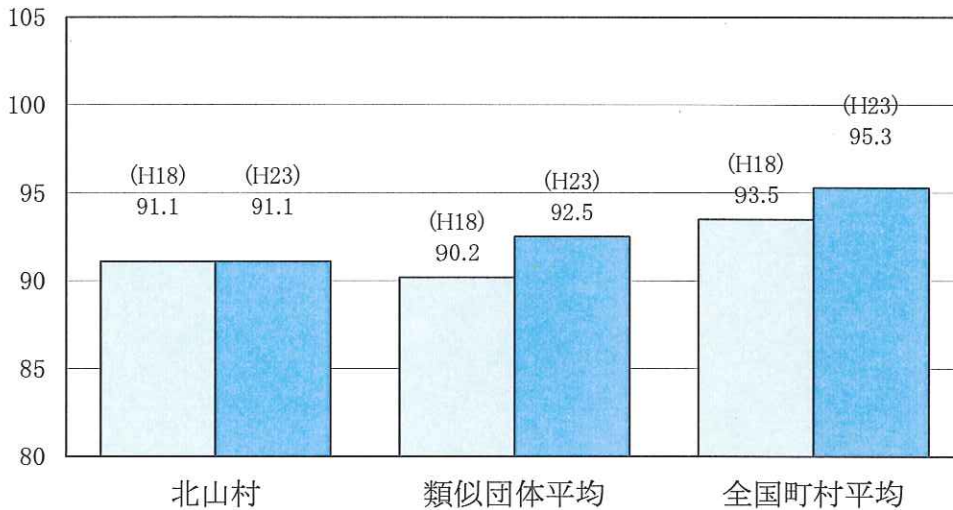
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	16	65,812	8,907	24,144	98,863	6,179	5,323

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給与の抑制措置としては下記の減額を行っています。
 ・村長及び教育長の給料月額引き下げ(村長△130,000円 教育長△55,000円)
 ・村長及び教育長の期末手当引き下げ(村長△44% 教育長△10%)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北山村	43.1 歳	302,623 円	339,152 円	325,413 円
和歌山県	42.8 歳	338,161 円	412,144 円	373,584 円
国	42.3 歳	327,205 円	- 円	397,723 円
類似団体	42.8 歳	307,383 円	357,824 円	335,218 円

②税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北山村	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	43.0 歳	374,992 円	- 円	444,657 円
類似団体	38.8 歳	279,587 円	333,608 円	301,931 円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		北山村	和歌山県
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,012 円
	高校卒	140,100 円	143,055 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

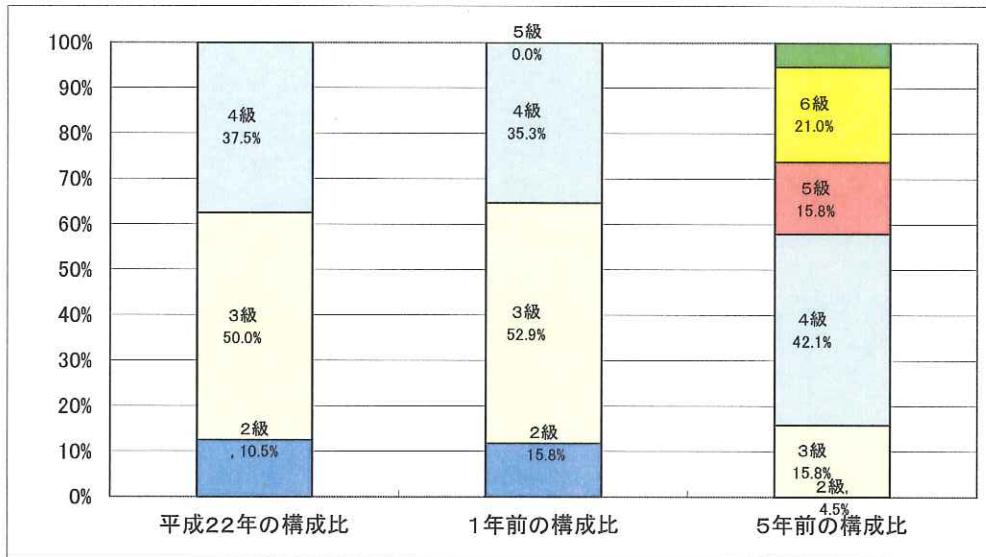
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,200 円	288,400 円	328,300 円
	高校卒	- 円	270,500 円	290,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5級	参事	0人	0.0%
4級	課長・副課長・課長代理	7人	30.4%
3級	課長補佐 長期の経験を有する主査	12人	52.2%
2級	主査 長期の経験を有する主事	0人	0.0%
1級	主事	4人	17.4%

- (注) 1 北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・勤務成績等を総合的に判断し、昇給への反映を運用しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北山村		和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)		—	
1,465 千円		1,708 千円			
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
()月分	()月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価による勤務実績への反映が未実施のため、一律に決定しております。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

北山村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 * 千円					

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			
0 円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
北山村	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫従事職員の特殊勤務手当	全職員	伝染病防疫作業	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	894 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	56 千円
支給実績(21年度決算)	528 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	38 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合の一人目は11,000円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子には5,000円の加算	同じ	—	3,072 千円	279,273 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000円 新築・購入の日から5年以内 2,500円	同じ	—	283 千円	141,300 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用者 運賃相当額(最高 55,000円)	同じ	—	218 千円	31,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異なる	参事 7% 課長 5% 副課長 3%	935 千円	233,703 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務1時間あたりの給与額 × 支給割合 × 超過勤務手当 勤務1時間あたりの給与額(以下、休日給及び夜勤手当について同じ) (給料月額 × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52) × 支給割合 正規の勤務時間が割り振られた日 125/100 勤務を要しない日 125/100 超過勤務が2時から翌日5時までは25/100を加算	異なる	休日勤務が 125/100	894 千円	55,844 円
休日勤務手当	休日による休日等に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額 × 125/150/100 × 勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
夜勤手当	0時～翌日の午前7時まで勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同じ	—	1,659 千円	103,688 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	500,000 円 (630,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円/ 325,000 円	
	副 村 長	— 円 (— 円)	— 円/	— 円
	収 入 役	— 円 (— 円)	— 円/	— 円
報 酬	議 長	245,000 円 (円)	395,000 円/	139,200 円
	副 議 長	190,000 円 (円)	310,000 円/	93,600 円
	議 員	178,000 円 (円)	290,000 円/	84,800 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長 収 入 役	(22年度支給割合) — —	3.05 月分	加算 35%
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 3.3	月分	加算 10%
退 職 手 当	村 長 副 村 長 収 入 役	(算定方式) 給料月額×在職月数×43.3/100 — —	(1期の手当額) 10,392,000 — —	(支給時期) 任期ごと — —
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 村議会議員の期末勤勉手当については、条例により当分の間支給しないものとしている為、現在は支給していない。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

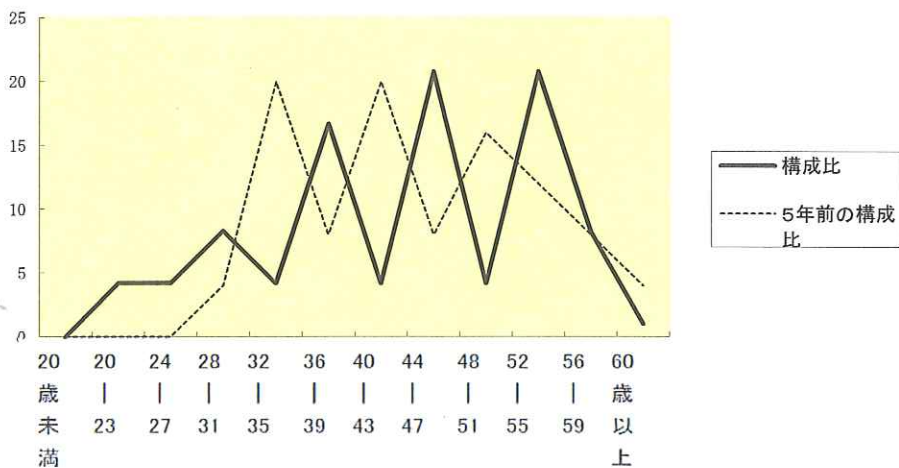
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成22年		
普通 会計 部門	議会	1	1	0	
	総務	6	6	0	
	税務	1	1	0	
	民生	4	2	2	
	衛生	2	2	0	
農林水産	1	1	0		
	計	16	14	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 277.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 191.2 人)
	教育部門	1	3	▲2	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	17	17	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 337.3 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 234.13 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	1	0	1	
	その他	5	8	▲3	
	小 計	6	8	▲2	
合 計		23 30	25 30	▲2 0	<参考> 人口1万人当たり職員数 496.03 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	1	1	2	1	3	1	5	1	5	2	1	23

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	18	18	16	16	14	16	▲2(▲12.5%)
教育	2	2	2	2	3	1	▲1(100.0%)
警察	-	-	-	-	-	-	-
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	20	20	18	18	17	17	▲3(▲17.6%)
公営企業等会計計	5	5	6	7	8	6	1(16.7%)
総合計	25	25	24	25	25	23	▲2(▲8.70%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 7,985	千円 2,110	千円 *	% *	% *

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 1	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
北山村	* 歳	* 円	* 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北山村		団体平均	
1人当たり平均支給額(22年度) * 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,511 千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ()月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ()月分	
勤勉手当 1.35 月分 ()月分		勤勉手当 1.35 月分 ()月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5%~10%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~10%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

北山村			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 千円 千円			1人当たり平均支給額 * 千円		

ウ 地域手当
(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
北山村	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫従事職員の特殊勤務手当	全職員	伝染病防疫作業	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	* 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	* 千円
支給実績(21年度決算)	* 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	* 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合の一人目は11,000円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子には5,000円の加算	同じ	-	- 千円	- 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000円 新築・購入の日から5年以内 2,500円	同じ	-	- 千円	- 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用者 運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等利用者 通勤距離に応じた月額(2,000円~24,500円)を支給	同じ	-	- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異なる	参事 7% 課長 5% 副課長 3%	- 千円	- 円

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務1時間あたりの給与額× 支給割合×超過勤務手当 勤務1時間あたりの給与額(以下、休日給及び夜勤手当について同じ) (給料月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52) 支給割合 正規の勤務時間が割り振られた日 125/100 勤務を要しない日 125/100 超過勤務が22時から翌日5時までは25/100を加算	異なる	休日勤務が 125/100	- 千円	- 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 125~150/100×勤務時間	同じ	-	- 千円	- 円
夜勤手当	正規の勤務として午後10時~翌日の午前7時まで勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間	同じ	-	- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同じ	-	- 千円	- 円

(2) 観光事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 218,315	千円 29,157	千円 20,966	% 9.6	% 12.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 4	千円 14,022	千円 1,957	千円 5,276	千円 21,255	千円 5,314

(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円 5,974

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
北山村	47.3 歳	324,767 円	442,803 円
団体平均	45.0 歳	302,848 円	451,132 円
事業者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北山村		団体平均	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,319 千円		1,465 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
()月分	()月分	()月分	()月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

北山村			団体平均		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	* 千円	

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
北山村	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫従事職員の特殊勤務手当	全職員	伝染病防疫作業	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 千円
支給実績(21年度決算)	138 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	34 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 2人目まで 6,000円 3人目以降 5,000円 ただし扶養親族でない配偶者がある場合の一人目は、6,500円、配偶者がいない場合の一人目は11,000円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子には5,000円の加算	同じ	—	1,059 千円	353,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000円 新築・購入の日から5年以内 2,500円	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ・交通機関利用者 運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等利用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を支給	同じ	—	48 千円	24,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異なる	5%	430 千円	429,730 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務1時間あたりの給与額× 支給割合×超過勤務手当 勤務1時間あたりの給与額(以下、休日給及び夜勤手当について同じ) (給料月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52) 支給割合 正規の勤務時間が割り振られた日 125/100 勤務を要しない日 125/100 超過勤務が22時から翌日5時までは25/100を加算	異なる	休日勤務が 125/100	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 125～150/100×勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
夜勤手当	正規の勤務として午後10時～翌日の午前7時まで勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同じ	—	0 千円	0 円